

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課		税		控		除		課税実数		免 税			
	一般税率適用		特例税率適用		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災害減免法 〔第7条第1項〕		課税実数	未納税出	輸出免税	
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数量	数量	
清 酒	42,884	4,195,786	287	21,009	43,172	4,216,796	588	55,665	0	3	42,585	4,161,133	11,972	2,038
合 成 清 酒	1,663	164,323	-	-	1,663	164,323	-	-	0	0	1,663	164,322	1,199	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	4,669	1,145,541	-	-	4,669	1,145,541	21	5,229	0	3	4,648	1,140,309	463	0
単 式 蒸 留 焼 酎	400	95,379	3	216	403	95,595	0	145	0	0	402	95,448	72	4
み り ん	X	X	-	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ビ ー ル	244,672	44,279,230			244,672	44,279,230	681	123,377	0	18	243,992	44,155,836	1,203	51
果 実 酒	1,787	139,012	1,336	105,929	3,120	244,939	61	5,147	-	-	3,057	239,792	323	23
甘 味 果 実 酒	128	26,308	25	1,965	153	28,274	0	42	-	-	153	28,231	43	0
ウ イ ス キ ー	329	165,203	133	10,666	462	175,869	136	85,196	-	-	327	90,674	6,639	172
ブ ラ ン デ ー	X	X	-	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
原 料 用 アル コ ー ル	X	X	-	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
発 泡 酒	150,230	20,190,337			150,230	20,190,337	105	14,726	-	-	150,126	20,175,611	228	1
そ の 他 の 醸 造 酒	143	14,380	2	165	145	14,544	7	773	-	-	137	13,773	2	7
ス ピ リ ッ ツ	51	22,367	61,031	4,882,515	61,084	4,904,882	77	8,900	-	-	61,006	4,895,981	15,404	22
リ キ ュ ー ル	693	73,882	35,397	2,831,723	36,088	2,905,605	237	19,564	0	1	35,848	2,886,044	18,372	293
粉 末 酒 ・ 雑 酒	3	617	27	2,221	30	2,838	0	3	-	-	30	2,834	2	4
軽 減 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 549,545	-	-
合 計	447,666	70,516,097	98,243	7,856,412	545,914	78,372,503	1,921	318,881	0	25	543,985	77,504,052	63,855	2,627

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

- (注) 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。
2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
令 和 2 年 度	kL 46,838	千円 4,856,889	kL 1,782	千円 176,481	kL 5,763	千円 1,421,139	kL 161,381	千円 34,007,121	kL 230,389	千円 23,427,250	kL 446,152	千円 63,888,874
令 和 3 年 度	44,734	4,462,581	1,785	176,477	5,591	1,379,026	175,206	35,005,437	210,802	23,620,739	438,127	64,644,254
令 和 4 年 度	45,202	4,498,625	1,893	186,982	5,485	1,351,008	190,233	38,001,583	242,596	25,803,235	485,407	69,841,432
令 和 5 年 度	43,490	4,094,306	1,527	150,684	5,030	1,221,740	238,295	45,414,860	243,659	26,681,436	532,005	77,563,020
令 和 6 年 度	42,585	4,161,133	1,663	164,322	5,050	1,235,757	243,992	44,155,836	250,696	28,336,556	543,985	77,504,052

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定の適用を受ける酒類は、同法第87条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条の規定を適用(549,545千円)した金額である。

(3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
青森県	kL 3,584	千円 358,482	kL -	千円 -	kL -	千円 -	kL 107	千円 25,495	kL -	千円 -	kL 125	千円 22,747	青森県
岩手県	3,071	297,663	-	-	X	X	14	3,947	-	-	1,481	263,082	岩手県
宮城県	6,382	598,813	-	-	X	X	10	2,303	-	-	92,692	16,775,638	宮城県
秋田県	14,489	1,444,971	X	X	X	X	148	33,669	X	X	263	47,414	秋田県
山形県	6,948	690,328	-	-	X	X	32	8,894	X	X	115	20,859	山形県
福島県	8,111	770,876	X	X	160	43,754	91	21,140	-	-	149,316	27,026,096	福島県
総計	42,585	4,161,133	1,663	164,322	4,648	1,140,309	402	95,448	X	X	243,992	44,155,836	総計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
青森県	kL 1,319	千円 104,622	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL 7	千円 2,776	kL X	千円 X	kL 78	千円 14,005	青森県
岩手県	510	36,931	0	1	X	X	X	X	X	X	220	36,149	岩手県
宮城県	97	6,881	X	X	X	X	X	X	X	X	81,463	10,941,234	宮城県
秋田県	55	4,904	6	465	X	X	X	X	-	-	50	8,838	秋田県
山形県	1,004	81,403	18	2,105	32	16,129	0	110	X	X	53	9,148	山形県
福島県	72	5,051	0	15	94	32,572	0	45	X	X	68,262	9,166,237	福島県
総計	3,057	239,792	153	28,231	327	90,674	X	X	X	X	150,126	20,175,611	総計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		軽減額		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
青森県	kL 0	千円 33	kL 169	千円 13,906	kL 423	千円 33,996	kL -	千円 -	kL -	千円 △ 61,972	kL 5,908	千円 534,828	青森県
岩手県	46	4,553	2	391	51	6,110	-	-	-	△ 76,671	5,483	595,934	岩手県
宮城県	4	464	50,738	4,066,552	31,552	2,526,999	19	1,548	-	△ 56,599	263,195	34,911,206	宮城県
秋田県	38	3,823	78	11,891	89	11,787	-	-	-	△ 100,280	20,172	2,432,188	秋田県
山形県	18	1,780	0	101	344	32,193	-	-	-	△ 140,371	9,672	995,223	山形県
福島県	31	3,120	10,019	803,140	3,389	274,959	11	1,286	-	△ 113,652	239,555	38,034,673	福島県
総計	137	13,773	61,006	4,895,981	35,848	2,886,044	30	2,834	-	△ 549,545	543,985	77,504,052	総計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					計 〔①+②+③-④〕	手持数量 〔令和7年3月31日現在〕
	製成 ①	アルコール等混和 ②	焼酎の品目別アルコール分等変更 ③	用途変更等 ④			
清酒	kL (33,386)	kL	kL	kL	kL (33,093)	kL (28,801)	
	37,982	1		400	37,584	33,870	
合成清酒	(1,042)				(1,042)	(47)	
	1,650	-		0	1,650	75	
連続式蒸留焼酎	4,527	-	214	80	4,660	513	
単式蒸留焼酎	256	-	288	303	246	1,583	
みりん	X	X		X	X	X	
ビール	214,406	-		654	213,751	1,202	
果実酒	5,693	-		1,996	3,698	4,601	
甘味果実酒	452	-		215	237	419	
ウイスキー	574	-		71	503	367	
ブランデー	X	-		X	X	X	
発泡酒	140,599	-		113	140,484	271	
その他の醸造酒	144	-		0	144	73	
原料用アルコール・スピリッツ	52,585	-		199	52,384	160	
リキュール	54,648	0		892	53,757	2,238	
粉末酒・雑酒	30	-		0	30	27	
合計	513,625	1	503	4,943	509,181	45,544	

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 () 書は、アルコール分20度分に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウイスキー・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	粉末酒・雑酒	合 計
令 和 2 年 度	37,330	1,761	5,331	266	X	167,983	3,863	X	56,870	32,380	4,484	134,433	26	444,883
令 和 3 年 度	36,829	1,803	5,197	253	X	179,125	3,806	X	53,654	29,518	4,440	122,740	34	437,634
令 和 4 年 度	38,522	1,891	4,962	219	X	183,476	3,173	X	47,664	23,356	32,641	123,655	8	459,943
令 和 5 年 度	38,911	1,536	4,604	295	X	209,852	3,314	X	92,394	13,594	44,532	75,768	32	485,158
令 和 6 年 度	37,584	1,650	4,660	246	X	213,751	3,935	X	140,484	144	52,384	53,757	30	509,181